経済労働委員会記録

開催日時 令和2年3月10日(火) 13:04~15:03

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

川口 延良 委員長

田中 惟允 副委員長

山中 益敏 委員

中川 崇 委員

池田 慎久 委員

西川 均 委員

和田 恵治 委員

森山 賀文 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中川 産業・雇用振興部長

杉山 農林部長 ほか、関係職員

傍 聴 者 1名

議事

(1) 議案の審査について

〈令和2年度議案〉

議第 17号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

(経済労働委員会所管分)

議第 27号 奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(経済労働委員会所管分)

議第 34号 奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

議第 37号 卸売市場法施行条例を廃止する条例

議第 39号 奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例

議第 40号 奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生 を図る条例

議第 41号 奈良県フォレスターアカデミー条例

議第 42号 奈良県豊かな食と農の振興に関する条例

〈令和元年度議案〉

議第114号 権利の放棄について

報第 34号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告に

ついて

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

(2) その他

<会議の経過>

〇川口(延)委員長 それでは、ただいまから経済労働委員会を開会いたします。

なお、理事者におきまして、西村景観・環境局次長兼農林部次長が、文教くらし委員会への出席のため欠席をされております。また、大山農業経済課長のかわりに倉田農業経済課主幹が出席されていますので、ご了承を願います。

本日、当委員会に対し1名から傍聴の申し出がありましたので、入室をしていただいています。なお、この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め20名を限度に入室していただきますので、ご了承ください。

それでは案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、当委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみのご報告となりますので、あらかじめ ご了承を願います。

なお、議案の説明については、2月19日及び3月2日の議案説明会で行われたため、 省略いたします。

それでは、付託議案について質疑があればご発言を願います。なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますので、ご了承ください。

付託議案は、よろしいですか。なしですか。

それでは、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案についての委員の意見を求めます。ご発言を願います。

- **〇池田委員** 自由民主党でございます。ただいま当委員会に付託を受けております全ての 議案に賛成をいたします。
- **〇西川委員** 自民党奈良でございます。全ての議案に賛成いたします。

- **〇和田委員** 創生奈良でございます。付託議案は全て賛成いたします。
- **〇森山委員** 新政ならでございます。付託された議案に全て賛成をいたします。
- **〇中川委員** 日本維新の会も付託議案について全て賛成いたします。
- **〇山中委員** 公明党も付託議案については賛成させていただきます。
- 〇川口(延)委員長 ほかに意見はございませんでしょうか。

それでは、ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。

採決は簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

令和2年度議案、議第17号中、当委員会所管分、議第27号中、当委員会所管分、議第34号、議第37号及び議第39号から議第42号並びに令和元年度議案、議第114号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、ただいまの議案9件については、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

令和元年度議案報第34号中、当委員会所管分については、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承を願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

3月2日月曜日に議員を対象とした新型コロナウイルス感染症への県の対応に係る説明会が開催されたところです。新型コロナウイルスをめぐる状況は日々変化をしており、直近の状況を取りまとめた資料を参考配付しております。

なお、当委員会所管に関する事項について、産業・雇用振興部長、農林部長の順にご説明願います。なお、理事者におかれましては、着席にてご説明願います。

〇中川産業・雇用振興部長 私から、産業・雇用振興部の新型コロナウイルス感染症に関するご報告をさせていただきます。

「新型コロナウイルス感染症に係る県の対応について」1ページに県の主な取組について、中小企業・小規模事業者支援として、簡単に二項目書いております。別途きょうお配りしています「新型コロナウイルス感染症への対応について」(産業・雇用振興部)」を見

ていただければと思います。

県内中小企業等への対応ということで、県内にはインバウンド事業に関連し、宿泊業、 小売業、飲食業、また中国と取引のある製造業等が数多くあることから、現段階で、すで に対応を実施しております。なお、2月議会の代表質問でご質問いただき、知事や私から 答弁させていただいたことと重複している場合はご了承いただけたらと思います。

まず、産業・雇用の新型コロナウイルス感染症への対応として、(1)相談窓口の設置について、1月29日から商工会議所等記載の支援機関で相談窓口を設置しております。 3月6日現在、174件のご相談をいただいており、主な内容は資金繰り、あと休業補償 関係でございます。

(2)資金面での支援として、県の制度融資で対応させていただいている分です。一つ目は、経営環境変化・災害対策資金で、1件当たりの貸付限度額が5,000万円で、総額は15億円に設定しております。これは既に2月7日から適用させていただきまして、資金繰りの悪化に対応するということで、前年同期比5%以上の減少になれば、通常であれば3カ月間見るのですが、今回は1カ月間ということで、緩和しております。二つ目のセーフティネット対策資金は、国で認定いただいて、県で対応する仕組みになっております。こちらについても、1件当たり最高貸付限度額5,000万円で、4号と5号と二つに分かれております。4号は自然災害等で、これは3月2日から中小企業信用保険法の適用になっております。これは奈良だけではなく、全国的に適用になっている分でございます。5号は業種別に指定されます。これは3月6日から同じように旅館、ホテル、飲食店等ということで40業種を対象に適用されております。あわせて、県の単独事業の経営環境変化・災害対策資金とセーフティネット対策資金は、それぞれ限度額が5,000万円で、最高1億円までの融資が可能です。3月6日現在、7件、6,650万円の活用がございました。

次に、その他の対応として(1)競輪事業についてでございます。これは2月6日にJ KAという全国の競輪業務を行う組織があり、当面の間、すべてのレースが無観客開催となりました。タイミングが悪かったのですが、2月27日から3月1日まで奈良で一番大きなGⅢの春日賞というのがございます。無観客で開催させていただきましたので、関連のイベントと本場での車券の発売、全国の競輪場で売っていただく分が全部発売中止になったということで、買えたのは電話とインターネットの車券ということで、毎年50億円以上の売り上げがありますが、記載のとおり17億5,000万円の売上で、インターネ

ット関係だけはふえたのですけれども、全体の売上が3分の1ぐらいしかないということです。

あと、(2) 県有施設等の感染防止対策で、全庁的に取り組んでいる分です。もう一つ、 雇用関係、労働関係でございます。これも国の制度ですが、雇用調整助成金ということで、 2月28日から新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主として、売上が10%以 上減少している期間が3ヶ月から、1カ月に短縮されております。

本日、国でも、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象にするということで閣議決定され、13日に議決という段取りで考えておられるようです。あわせて、緊急経済対策第2弾を取りまとめておられると聞いております。これは国の予備費2,700億円、政策金融公庫を使い、実質無利子で保証料無料を考えておられるように聞いています。いずれにしても、国の動向は刻々と変わります。それと県内の経済状況を十分に見て、迅速に適切に対応させていただきたいと思っております。

〇杉山農林部長 私からは農林部関係の影響等についてご報告させていただきます。

「新型コロナウイルス感染症への対応について(農林部)」をお願いします。農業関係については、新聞報道等全国的な話として、例えば学校が休校になっている関係で、給食用の牛乳がだぶつき、加工に回って若干売り払い単価が下がっている、あるいは卒業式などのイベントが減って、お花の需要が減っているといった影響、インバウンドが少し減っているので、非常に人気のある和牛等、若干消費が落ち込んでいるといった全国的な報道がなされているところですが、きのうの時点で県内の影響等について聞き取りをさせていただいた状況をまとめています。

(1)農林業への影響ということで、まず市場等流通関係の方、あるいはJA等に聞き取りさせていただいた状況をまとめています。農業への影響でいうと、市場における取扱量あるいは取扱金額について、現時点で大きな影響はないが、高級イチゴについて、インバウンド向けの販売量が減っている、あるいは輸出が発注停止しているといった状況が出てきているということ、またピンポイントですが、大和肉鶏については宴会等の減少もあって、飲食店向けの出荷がかなり落ち込んでいる、あるいはイチゴの観光農園等が営業を自粛され一部閉園されている状況です。ただ、こういったイチゴは直売所等へ出荷するという対応が、実際現場で行われているということで、一部今申し上げたような影響が出ている状況です。また、林業については、例えば九州から中国への木材の輸出が非常に大きいですけれども、輸出がとまっている関係で、価格が落ちるのではないかといった全国的

な報道もあるのですが、現時点においては特に大きな影響がないという確認をさせていた だいているところです。

- (2) その他の影響ということで、農業関係のいろいろなイベント、例えばシェフェスタin宇陀も10年目を迎えて、初めて東部地域でやろうということで、この土日に予定していたのですが、残念ながら開催を見合わせたというように、いろいろイベントを中止をしているという状況です。
- (3) 影響への対応ということですが、全体的に消費の減退が懸念されている状況で、 県内4カ所の農林振興事務所にセーフティネット資金等の相談に応じる窓口を設けており ます。ただ、その資金の内容については、制度が農林漁業についても一応仕組みとしては ありますが、かなり規模が小さいので、現時点でお問い合わせはいただいていない状況で す。また、消費者への消費喚起の呼びかけということで、かなり消費が落ちている中で、 農家の方は非常に頑張っていますので、できるだけ県内産の農産物をお買い求めいただき たいということを、ホームページ等で呼びかけさせていただいている状況です。引き続き 県内の状況を注意深く把握し、必要な対応等についても今後、検討させていただきたいと 考えているところでございます。
- 〇川口(延)委員長 ありがとうございました。

ただいまの報告、またはその他の事項も含めた質問があれば随時ご発言を願います。

- **〇中川委員** まず1点目ですけれど、フォレスト・アカデミーについてです。先ほど条例 自体には賛成をさせていただいたのですが、具体的な運営について質問させていただきま す。フォレスト・アカデミーをめぐっては、奈良県フォレスターを輩出した後、県で雇用 するなどして森林管理に当たってもらうといったコンセプトですが、各市町村の間で、ど のようなニーズがあるのかといった把握は、どのようにされているのでしょうか。
- ○松田新たな森林管理体制準備室長 奈良県フォレスターのニーズの把握については、今年度民有林の面積が1,000へクタール以上ある県内の25市町村に出向き、奈良県フォレスターが担う新たな森林環境管理制度の説明を行いました。さらに、奈良県・市町村長サミットにおいても、新たな森林環境管理制度を議題にして、意見交換を行って、各市町村長から制度導入に賛成との意見をいただいたところでございます。
- **〇中川委員** 賛成というご意見をいただいているということでした。その上でなのですが、 実際にそのフォレスターを輩出していく中で、どの程度のニーズがあるのか、計算がござ いましたらご紹介いただけますでしょうか。

○松田新たな森林管理体制準備室長 奈良県フォレスターは、県の従来業務に加えまして、新条例に基づく新たな業務、市町村からの受託作業も行う予定です。本県とスイスでは、地理条件や法制度が異なるため、あくまで仮の目安ですが、スイスのフォレスターが1人当たりおおむね2,000ヘクタールを担当していることを参考に、奈良県の民有林面積26万ヘクタールを2,000ヘクタールで割ると130人という数字が出てきます。また、民有林のうち人工林の施業放置林が県内に約8万ヘクタールあり、これを2,000ヘクタールで割ると40名という計算になります。いずれにしても、奈良県フォレスターの人数については、今後市町村と協議を行い、業務量を精査の上、フォレスター学科の卒業生が就職し始める令和5年に向け、関係課と協議を進めてまいりたいと考えているところです。

〇中川委員 一定のニーズがあるという計算ですが、養成する学校自体が吉野郡にあるというですが、実際見てみますと、奈良市などでも、森林自体はあることが確認でき、学ぶところは南部ですが、北部にも配置することを念頭に置いてというか、そのような可能性も含めて、県全体で検討するという理解でよろしいのでしょうか。

〇松田新たな森林管理体制準備室長 北部地域、東部地域にも民有林があるので、当然フォレスターの配置をさせていただきたいと考えているところです。

〇中川委員 わかりました。

ニーズ自体はあるということで、既に京都府であったり三重県であったり、いろいろなところで府県が中心となってこういった学校をつくっています。その中で、事故なども起こっていますので、その辺は気をつけてやっていただきたいと思っています。このフォレスターという制度が導入されたからといって、直ちによくなるとは楽観的に考えていないのですが、できることをやっていただきたいと思っております。

2点目の質問で、東京の白金台に設置しているときのもりという施設ですが、この春で 一旦閉鎖して、来年新橋に移転をする奈良まほろば館と統合した形で、再び動き出すと聞いております。ときのもりをめぐっては、あえて高級住宅地に近い場所に置いており、そういったところに住んでいたり訪れるような人たちをターゲットにして展開しているといった答弁もこれまでございました。そのような中で、新橋に移転をするというのは、客層も全然違うでしょうし、どのように考え方を整理されているのかお聞かせください。

○原マーケティング課長 奈良まほろば館の移転に伴い、今おっしゃいましたように、レストラン機能を併設できる物件が今回見つかりましたので、移転、統合したいということ

でございます。今までのときのもりについては、所得の比較的高い方が多い白金台の立地を生かして、食を中心とした新たな奈良の魅力を発信することで、多くの奈良ファンを獲得できたと考えております。一方、今度の新橋の新拠点については、ビジネスマンの多い場所でありますが、銀座に隣接しておりますので、買い物客や観光客といった多様な方々の来店も見込める地域と考えております。そういったことから、レストランにおいては、リーズナブルなものから上質なものまで、幅広い展開が可能だと考えているところです。そういうことで、より多くの方に奈良の食の魅力を知っていただけるように、ときのもりの成果も生かして、取り組んでまいりたいと考えているところです。

○中川委員 考え方を聞かせていただきました。首都圏でのこういった展開については、 チャレンジ自体はいいことだと思っております。このときのもり、白金台での展開につい ても、割といいお客さんがついていたのかなといった実感もございました。これまでも、 たまに首都圏に行った折には食べに行ったりしていたのですが、そこへマスコミ関係の方 もふらっと来て食べていたり、打ち合わせ場所に使ったり、そういった非常に影響力のあ る方々もお客さんについているなといった印象を持っておりました。なので、やってよか ったのかなと思っているのですが、ただ、当初の県で得られる収入の見込みに対して、結 構下回っていたことは事実なので、この点は反省しなければいけないと考えております。 1階、2階で経営されている方のお話も聞いての上でございます。

あと数点要望して終わりたいと思っております。 1 点目が、働き方改革についてです。 国の働き方改革を受けて、中小企業でも結構ダメージが大きいと聞いています。それは経 営者だけでなく、働いている側としても、働く時間が減ったことにより収入が減ってしま った、転職も考えている、そういった声もたびたび聞いており、県としても一定程度、中 小企業をはじめそういった実態の把握をしなければならないと考えております。そういっ た中で、担当課の方と打ち合わせし、私も考えましたけれども、雇われている方本人に調 査することは難しいのですが、経営者に調査することは毎年やっているということでござ いましたので、毎年夏にやっている職場環境調査に、この働き方改革の影響についても、 ぜひとも項目に入れて実施していただきたいと思っております。

 相談はしたけれども実際に融資の申し込みまでに至ったものが7件ということで、率直に少ないなという印象を持っているのです。なぜかというところで、参考にしていただきたいのが、お声を聞いている中で多かったのは、経営環境変化・災害対策資金についての限度額は5,000万円ですが、この情報を得て金融機関に実際に相談に行ったところ、確かに上限は5,000万円ですが、この経営状況であれば貸せるのはこのぐらいですという感じで、借りようと思ってもそんなに借りられないということで、借りずに帰ってきた方もいらっしゃいました。あと、通常そのビジネスをやっていく中で、金融機関などで借りる金利と比べて、金利が安くはないということでちゅうちょするという声を聞いております。この制度自体、新型コロナウイルス感染症に特化したものではなく、従来からの枠組みの融資でありますが、さらに研究を深めていただきたいと思いますし、広報自体も頑張ってもらいたいと思っております。

最後、食品ロスの削減について、新「都」づくり戦略2020の政策推進プランで、食品ロスの削減をめぐっては、SDGsなども関係している分野ですけれども、食品ロス問題をよく知っている県民の割合を、令和元年度で37%のものを令和6年度までに90%に上げていくというところで、資料を見ていて、頑張るのだなという印象を持ったのです。取り組みの中で、農林の分野ではなかったのですけれども、健康推進課の減塩や適塩のキャンペーンが参考になるのではと思いました。わかりやすいキャッチフレーズで、ラジオを含め展開されていたので、県民への啓発、結構効果があったのではないかと、そんな印象もあったキャンペーンでした。この食品ロス問題をめぐっては、長野県で始まった3010運動、飲み会等があったら最初の30分間と終わりの10分間は食べることに集中しましょうとか、そういったわかりやすいフレーズを使って展開することもより効果的なのではと考えておりますので、ぜひともご参考にしていただきたいと思っております。続きは予算審査特別委員会で行います。

〇山中委員 それでは、私からも数点聞かせていただきたいと思います。

まず初めに、キャッシュレス消費者還元事業についてお聞かせいただきたいと思います。 昨年10月に消費税率の引き上げが行われまして、その際、飲食料品や新聞といった日用 品に対しての軽減税率や、またキャッシュレス決済に対するポイント還元、さらには低所 得者に対するプレミアム商品券の配付などさまざまな経済対策が実施されました。しかし、 昨日内閣府が発表しました景気動向を見ておりますと、2019年10月から12月期の 国内総生産(GDP)改定値は物価変動の影響を取り除いた実質的な前期比マイナス1. 8%、マイナス成長は何と5四半期ぶりという大変厳しい結果が出ています。そういった中で、このポイント還元制度は、顕著な推移をしているのではとうかがえます。前回聞かせていただいたのは、昨年12月の時点だったと思いますが、直近のデータによる登録状況と利用状況について、お聞かせいただきたいと思います。

〇前野産業振興総合センター所長 消費の駆け込み、また反動減の平準化に係る国の支援として、昨年10月1日から始まったポイント還元事業ですが、奈良県の加盟店の登録数として、直近で出ている3月1日現在の数値は9,265店となっており、順調にふえ続けているところです。利用状況については、国全体の数字が公表されているところですが令和元年10月1日から令和2年の1月6日までの対象決済金額が約3.9兆円、また還元額は約1,620億円でございます。

〇山中委員 確かに加盟店数を見ておりますと、12月1日現在が7,502件ですから、この間1,763件ふえた。そして対象決済総額も、12月現在が2.9兆円ですから、1兆円ふえている。さらに還元額も1,620億円ということですから、12月度の1,190億円から比べると、これも430億円ぐらいの増ということです。大変期待できるものだと思いますが、そうしたポイント還元については、私も現場を歩かせていただくと初めはちゅうちょしていたのですけれども、この制度を導入することによって、来ていただく方も自分の買い物履歴も残るし、また日頃から小さいお金を持ち歩かずに買い物ができるということで、大変メリットが出ているということもお聞きしています。そうした中で、特にポイント還元制度についての評価と今後の展開についてお聞かせいただきたいと思います。

〇前野産業振興総合センター所長 事業者にとってこの制度は、端末導入費用が不要である、また決済手数料が安く、消費者へのポイント還元による集客力アップなど、キャッシュレス決済を導入する場合にメリットのある制度となっているところです。現在、国において、ポイント還元事業の事業者登録は、本年4月末まで可能というところです。またポイント還元自体は、本年6月末までとなっているところです。その後、オリンピック・パラリンピックを挟み、マイナンバーカードを利用したポイント付与が考えられていると聞いております。

〇山中委員 先ほどメリットということで上げていただきました。それ以上に県としても、 例えば企業向け、消費者向けの説明会を行って、4月末までがこの登録の期限なので、そ れに向けて一生懸命やろうと、計画していただいていたようですが、コロナウイルスの関 係もあって、その催しが中止になったということで、その辺は残念なのですが、時限的な措置ですので、6月末にこの制度は廃止されてしまいます。そうすると、マイナンバー制度もありますが、5%還元されていたものが廃止になるということで、5%の値上げを意味することにもなりかねません。そうした意味では、この制度そのものに若干の課題はあると思います。せっかくできたキャッシュレス化の制度であり、お店にすると、これは資産だと思います。こうした資産を6月以降に政府がやめるからといって、県も同じように追随してしまうのかという部分なのですが、この資産を、今後も奈良県の経済活性化の一環として使うということを、もちろん還元の主体者が奈良県になるわけですが、そうしたことも含めて、この制度の今後の活用について、県として何かお考えがあれば聞かせていただきます。

〇前野産業振興総合センター所長 今のところ、ポイント還元自体、本年6月末までとなっているところです。現在新型コロナウイルスの感染拡大は、予断を許さない状況にあるところで、それに応じた国の経済対策等の対応、また県経済の動向などを十分注視し、今後のキャッシュレスの推進、また期間についても、適切かつ迅速に対応してまいりたいと考えているところでございます。

〇山中委員 確かにきょう、先ほど説明がありましたように第2弾の対策を国が出されるようです。ここにスポットが当たるかどうかはありますけれども、県としても十分これは一考の余地はあろうかと思いますので、よろしくお願いします。

それと、先ほど中川産業・雇用振興部長からお聞かせいただいた産業・雇用振興部の経済対策の中で、特に雇用調整助成金の件でお聞きしたいと思います。私ども公明党も、この3月4日に新型コロナウイルス感染症対策本部から内閣総理大臣に第3回目の緊急提言をさせていただきました。内容は、もちろん資金繰りや助成制度といった支援、そして事業の継続支援、さらには正確な情報発信や提供の樹立、サプライチェーンの維持に向けた対応、終息後の需要喚起、こうしたことをしっかりと国としてもやってほしいと申し入れしました。そうした中で、雇用調整助成金の制度については、私ども公明党も随分と国にお願いをしております。

これまでできなかった、例えば非正規雇用の方への対象拡大とか、フリーランスの方への支援ができなかったように聞いておりますけれども、そういうことも今後の第2次経済対策の中では、踏み込んでこられるのではと思います。そうした中で、先ほど申しました雇用調整助成金の制度について、制度の拡充、現場からの相談状況について聞かせていた

だきたいと思います。また、県として制度の周知をどう図っているかについてお聞かせい ただきたいと思います。

〇水谷雇用政策課長 雇用調整助成金の拡充については、先ほど中川産業・雇用振興部長から説明させていただいたとおりですが、本来、この雇用調整助成金は、経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業などを行って雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を国が助成するという制度です。それについて、今回特例措置として拡充されておりますのが、先ほどの説明のとおりです。相談状況ですが、県においては社会保険労務士の資格を持つ相談専門員による奈良県中小企業労働相談所を設置し、労働問題について労働者及び使用者からの相談に応じているところでございます。新型コロナウイルス関連の相談については、現在まで2件受けており、どちらも感染拡大の影響により仕事が減ったり給料が減ることを心配されての相談になっております。

次に、広報についてですが、この申請自体は労働局にしていただくものになっておりますので、労働局には雇用調整助成金に関する問い合わせはあるそうですが、まだ実際に申請は受けておられないと聞いております。県としても広報手段を使い、雇用調整助成金についてのお知らせをしていきたいと考えております。

〇山中委員 私もそんなたくさんの企業に問い合わせはしていないのですが、雇いどめではないのですが、仕事場からもう来なくていいよという話もあるので、この雇用調整助成金をしっかり使っていこうという話があります。そうした中、経済産業省と別に厚生労働省にも窓口があって、申請が難しいということも言われておりましたので、そういったこともできるだけわかりやすくアナウンスしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、私どもの手元に3月3日付の報道資料として、ビジネスプランコンテスト奈良2020の決勝大会、知事賞決定という通知が届いておりました。この知事賞には、素敵な令和未来の奈良「そうめん流し」文化を三輪(奈良)から世界に発信というプランなどが受賞されるということで、大変おめでとうございます。こうして9回目を迎えられたビジネスプランコンテストではありますが、既存事業の見直しということで、私たちにいただいている冊子の中では、起業家創出プロジェクト事業であるビジネスプランコンテストそのものが、今後廃止になると書かれておりました。そこでこの事業の目的、そしてこれまでの成果、さらにはこの事業廃止の理由、この点についてお聞かせいただきたいと思いま

す。

〇前野産業振興総合センター所長 ビジネスプランコンテスト奈良は起業に向けた機運の 醸成を図るとともに、起業家を発掘することを目的として、平成23年度からスタートし、 山中委員お述べのとおり9カ年にわたって開催し、これまで76名の方が決勝大会に進出 いただいたところです。そのうち約半分の37名の方が実際に県内で起業し、事業を継続 されているところです。近年の主な例としては、2017年に県内最古のしょうゆ蔵でし ょうゆ醸造を復活し、宿泊施設を開設するプラン、また、2019年に奈良で初めてのワ イナリーを開設するプラン等々あるところでございます。なお、近年、起業支援機関でも ある金融機関、また商工会議所等が主催するビジネスコンテストが県内で広がってきたと ころです。県が先導的に取り組んできたビジネスプランコンテストですが、機運の醸成に おいて、ある程度行政として事業目的を達成したものと考えているところです。一方、今 年度から首都圏一極集中の是正と、県内の担い手を確保するために、起業家支援事業を新 たにスタートしたところです。応募のあった16名の方より選考された3名の起業家の方 に、起業に要する費用を補助するとともに、伴走型の経営指導を行うなど、起業家に寄り 添った支援を行っているところです。なお、今年度の採択者は、奈良県産の卵、蜂蜜を使 ったマドレーヌの専門店、この方は東京から県内へ移住し、起業していただいた方です。 また、大和野菜を使ったネパール風のスパイスカレー店、こちらも同じく東京から県内に 移住し、起業していただいた方で、商品パッケージや広告等のデザイン事務所の開設とい うことでございます。今後、起業家支援事業を通じて、経営基盤の脆弱な起業の段階に、 より手厚い支援を行ってまいりたいと考えているところです。また、新たにスタートアッ プ研究会を立ち上げ、県内の各起業支援機関とともに、より効果的な起業家支援のあり方、 本県にふさわしい起業分野について、研究を進めてまいりたいと考えているところです。 **〇山中委員** 予算的なこともあるかと思いますので、答弁いただいたように、私も見てい ますと、2019年は、全国大会で104件のビジネスプランが出てきた中で、堂々入賞 されて、史上初の純奈良県産ワインの製造をされた方が選ばれたと聞いています。そして 当然地域の今後の創業者のロールモデルになるようにということで、これは全国ビジネス プランコンテストの状況かと思います。そういう意味で、大変重要だと思ってきたのです が、今、答弁いただいたように、起業家支援事業やスタートアップ研究会に移行しながら、 奈良県として注目したプランの支援を今までよりしていくということなので、新たな3名 の起業家さんも含め、しっかりと支援していただき、地域でロールモデルになるような創

業者を発掘していただきたいと思います。そこに伴走型の支援をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、農業の担い手の育成についてお聞きしたいと思います。さきの本会議でもこの件について知事から答弁がございました。その中で、農業の担い手の育成に対する支援として、新規就農段階から農業経営発展に向けた支援へと、今後少しずつ法人化に向けて支援していくという答弁だったと思いますが、新規就農者の推移を見ますと、奈良県においては2012年の87名をピークに、直近の2018年を見ると、52名ぐらいまで減少している状況かと思います。そうした中、既存事業の見直しで、新規就農者確保事業の予算5,247万円余りが今回減額されている、新年度の見込みを考慮して精査されたという話ですが、本来新規就農者の人員が、先ほど申しました80名ぐらいから50名ぐらいで推移していること自体が、他県と比較してどのような認識を持っておられるのか。そして減額理由についてお聞かせいただきたいと思います。

○服部担い手・農地マネジメント課長 担い手確保について、他県の状況に比べて本県の 状況をどのように考えているのかということですが、農業を主としてやっている農家の割 合からいくと、他県とほとんどかわらない状況です。だからといって本県の状況が大丈夫 ということではございませんので、担い手不足という部分については解消していかなけれ ばならない課題であると考えておりますので、引き続き新規就農者を確保できるように努 めていきたいと考えております。

新規就農者確保事業の減額ですが、これまでは市町村の要望どおりの予算を計上していたのですが、市町村へのヒアリングの結果、明らかに事業の対象外となる人、例えば年齢要件を満たさない人、あるいは就農に必要な技術を有していない人などがございました。この結果、これまでも多くの不用額を出しておりましたので、このような人を除き、実態にあわせた形による減額をさせていただいたところです。

〇山中委員 実は、最近「もうかる農業ビジネス」という本を読みまして、これは静岡県のことが主に書かれているのですが、静岡県の新規就農者の動向を見ていますと、2003年では新規就農者が205名、2016年では313名と、先ほどの数からいきますと、桁が違うぐらい多いなと思います。答弁では他府県とそれほどかわりないという話でしたが、実際に見てみますと、もちろんそれまでの土壌とか、さまざまな背景はあろうかと思いますが、これだけ違います。予算が減額されていましたが、もっともっと本来はやるべき事業ではないかと思いましたので、聞かせていただきました。ただ、予算を精査されて、

これからより濃厚にやっていただけるのだろうと思います。

少しもとに戻りますが、先ほど新規就農者の段階から農業経営にだんだんと向けていこうという取り組みでございますけれども、そうした中で、奈良県において一番注目していただきたいと思うのは、NAFICのアグリマネジメント学科の卒業生がそれに当たるのではないかと思います。実際にNAFICのコンセプトに、高度な農業技術があり、農業経営センスのすぐれた農の担い手を育成するというのが、このアグリマネジメント学科のコンセプトです。既に1期、2期の方が卒業されております。そしてこの3月にはまた3期生が新たに卒業されると思いますが、そこで卒業生の就農状況、農業経営法人化に向けた取り組みがあればお聞かせいただきたいと思います。また、卒業後、農業経営者として頑張っておられる成功例もあれば、ぜひとも聞かせていただきたいと思います。

○服部担い手・農地マネジメント課長 NAFICアグリマネジメント学科の卒業生の就農状況です。これまで卒業しました1期生17名、2期生18名は、9名が奈良市や広陵町などでみずからイチゴやホウレンソウなどの経営を開始されております。また8名が親元就農で、その他の卒業生は、将来の就農を目指して農業法人や農業関連企業に就職しているところでございます。

それから農業法人化への取り組みですが、NAFICのアグリマネジメント学科においては、農業法人の代表による経営に関する講義あるいは経営計画の作成の講義などの座学に加えまして、農業法人等への長期的なインターンシップ等の実践研修を通じ、法人化に向けた必要なスキルアップを行っているところでございます。さらに卒業後の営農に関するフォローアップについても、各農林振興事務所と連携しながら、継続的な農業技術あるいは病害虫防除などの情報提供や4Hクラブという団体への勧誘など、人材ネットワークを広げるための支援、さらには法人化に向けた経営改善に関する相談対応、早期の経営安定、法人化に向けた個別指導を行っております。

卒業生の成功事例ですが、非農家出身の生駒市で就農されている卒業生で、生駒市、担い手・農地サポートセンターの協力を得て農地を確保し、県のリーディング品目であるイチゴの高設栽培、6アールに取り組んでおられます。生産だけではなく、販売においても農協や直売所あるいは高級レストランなど他チャンネルの販売ルートを構築し、今後フードクリエイティブ学科を卒業した学生とのネットワークを生かして、県内の飲食店などへの販売も考え、経営面積も拡大する予定の卒業生がおられます。

〇山中委員 17名、18名の方がそれぞれ1期、2期で卒業されて、そのうちの9名、

8名の方が新規就農者されておられる。そしてイチゴで大変功績を上げておられる卒業生 の方もいて、今後はそうしたネットワークのもとで、さらに拡大されるということなので、 非常に期待をさせていただきたいと思います。

そうしたことから、奈良県が今後、目指していこうとしている農業経営法人化の企業的 農業者としての中心的な人材を育てることが、このNAFICのアグリマネジメント学科 の大変大きな目的ではないかと私は思っているのですが、この地域の農業界を牽引するリ ーダーとなり得る農業経営者として育成する支援体制が、もっと必要ではないかと思いま す。その点について、杉山農林部長のご所見あればお聞かせいただきたいと思います。

○杉山農林部長 本会議でも、担い手の確保は各段階ごとに応じてきめ細やかに支援していかなければいけないと答弁したところですが、今、山中委員がおっしゃったように、農業に新しく参入しようと思うときに、経営として成り立つ、希望が持てることが大事なのではと思っています。そういった意味で、今、県内では、若手の農業者団体で4Hクラブという活動がございます。これは県内10地区で組織されており、大体150名の若者が活動し、お互いに研修会や発表会を行ったり、あるいは一緒に農産物を売りにいったりということで、頑張っています。新規就農者にとってお兄さん、お姉さん的な、身近なところで頑張っておられる、非常に活気のある若者の就農者がおり、この方々をきちっと支援していくことも大事でしょうし、また一方、ベテランの方で、きちっと若者を支える人材も必要と思っており、そういった熟練農業者を県が認定する指導農業士という制度があります。現在、約60名の方を認定しており、この方々には、NAFICの学生や新規就農で外から入ってきた志のある若者の受け入れをし、インターン的に教えるあるいは技術指導をするというところで、本業で忙しい中、これからの奈良県の農業を支える人材を育てるという意気込みのもと、活動していただいています。

そういった中核となっていただく4Hクラブであったり、指導農業士には、NAFIC はまだ卒業生2期生しか輩出しておりませんが、旧の農業大学校の卒業生が4Hクラブであったり指導農業士になっている、あるいは4Hクラブを経て指導農業士になっている方もたくさんいらっしゃいます。ですから、まずはNAFICにいい方に入っていただき、その方をきちっと育てるということがありますが、今頑張っている組織と連携しながら、新規就農者の確保に力を注いでいきたいと考えております。

〇山中委員 正直まだ4Hクラブとの接点はないので、これからいろいろ勉強させていた だきたいと思いますし、指導農業士の皆さんも、技術を生かして、後輩の指導に当たって おられる。さまざまなそうした核をしっかりと奈良県として育てていただいて、新規就農者の状況が50名、60名でとどまることなく、もっとふえるような形をつくっていただきたいと思いますので、お願いしておきます。

次に、同じく新規就農の話になりますが、日本政策金融公庫が貸し出されているスーパーL資金の融資先をもとに農業経営体の調査をされました。農業経営における女性が経営に関与する割合の変化は、変動ないというのが74%ですが、売上規模別に見ていくと、5億円以上は33.3%、それから1億円以上5億円未満のところでは26.3%と売上規模が大きくなるほど割合が高いという調査結果が出ているようです。経営における女性の役割は、今後ますます高くなってくると思います。農林水産省でも女性が変える未来の農業推進事業ということで、既に予算化されて、実際に事業として動いていると思います。そこで、本県における女性の就農支援や、女性の農業経営の参加等で先進的な事例も含めてあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○服部担い手・農地マネジメント課長 女性の農業経営の参画について、県では、女性農業者の就農支援あるいは活躍を進めるために、平成27年度より女性を対象とした農業参入支援セミナーを実施しており、本年度10回開催し、延べ114名の方に参加いただいております。女性農業士でつくる奈良起業ネットワーク、通称「和母(わはは)」という団体や奈良県農村生活研究グループ協議会という団体の活動支援をしております。さらに農業経営の中で、女性の位置づけを明確にするために、家族経営協定の締結を推進しており、現在200を超える協定の締結をいただいているところです。さらに女性の指導農業士を対象とした経営交流会や指導農業士会の県外研修を開催しています。この結果、平成30年度においては、6名の女性が新規就農されております。

女性の先進事例ですが、例えば五條市で、構成員10名が全員女性のばあくという団体を設立し、代表者の農場で生産される豚肉をソーセージ等に加工して、直売やインターネットで販売するとともに、自前の農家レストランで提供されているという事例がございます。また、異業種との連携を通じて、女性経営者の経営発展を促進することを目的として、県内の女性の農業者6名が、先ほど申し上げた奈良起業ネットワーク、通称「和母(わはは)」という組織を立ち上げて、優良事例の視察や農村体験、あるいは有名なレストランとコラボし、みずからがつくった農産物、食材を特別メニューとして提供するなど、そういった活動を通じ、女性農業者の経営発展あるいはネットワークづくりをされている団体がございます。

〇山中委員 女性の就農者の皆さんが、県の支援を活用しながら、さまざまな6次産業的な取り組みをしていただいているということでございます。しかし、全体的な就農者の数からいくとまだまだ少ないのが奈良県の現状かと思いますので、その点も、先ほどの新規就農者同様に、しっかりとスポットを当てながら支援いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○和田委員 私から、4、5点にわたって質問します。

まず、新型コロナウイルス感染症対策ですが、先日の県議会では、感染防止を中心とした対策を県がどう取り組んでいるのか、説明を受けましたが、肝心の経済対策については、まだ具体的に示していただいていないということです。何人もの議員から質問が出ているのですが、私は特に知事との調整の中で、新型コロナウイルス感染症対策について、どのように経済面から取り組みをしていくのか。基本的な方向について出されたのなら、それを聞かせていただきたい。

それから、職場の感染症予防対策が重要です。最近では天理市の保育士が感染したというようなことが出ています。事業現場に対して、どのように啓発をしているのかをお聞き したい。

また、職場を新型コロナウイルス感染症対策で休む労働者あるいは苦しい企業が出てきております。そういう企業には、雇用調整助成金で対策をするような政府の方針でありますが、宿泊対策だけではなく、ほかのいろいろな業種にまたがっての対策が必要ではないかと思います。その対策を具体的に示していただきたい。

また、外国人労働者が多くおります。この健康対策をどう取り組んでいるのか。特にベトナム人や中国人などが多い奈良県の状況です。ベトナム語などのそういう言語に通訳が必要ではないかと思います。そういう意味で、どう対策を練っているのか、質問をしたい。 〇川口(延)委員長 先ほどの報告に加えて、またもしあれば…。

○三浦産業政策課長 私からは、県として経済面からどのような対策を方向性として打ち 出すのかといったところについて、回答します。新型コロナウイルス感染症対策のうち経 済面については、先ほど中川産業・雇用振興部長が説明申し上げたとおり、資金面で制度 融資による金融支援等を既に実施しているところです。新型コロナウイルス感染症対策に ついては、各部局が集まり、庁内で会議し、全部局の取り組みについて、知事をはじめ庁 内全体で情報共有しているところです。また、こういった対策をするに当たり、現状の認 識が大変重要かと存じます。まず、現在影響がはっきりと出ているのは、中国その他の外 国からの訪日観光客が減ることによる影響です。国内でも感染を警戒して旅行や外出を控える動きがふえており、宿泊業や飲食業等、観光産業をはじめとした多くの業種に影響が出ていると見られます。また、今後については、現在中国経済が減速していることに伴う世界経済の停滞と、それによる影響は避けられないと考えています。国においても、現在、さまざまな支援策を打ち出しているところです。事業者からの相談対応において、国や県の支援策を利用していただくように、県内経済団体や地域産業振興センターといった財団等とも連携して、しっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

〇水谷雇用政策課長 労働者についてのご質問ですが、県の労働相談の窓口においては、 今のところ2件の労働相談を受けているところです。

次に、雇用調整助成金について、先ほどの中川産業・雇用振興部長からの説明に加えてですが、この雇用調整助成金は2段階に分けて対象が拡大されており、2月14日に拡大されたところでは、中国人観光客向け観光関連産業等となっていましたが、2月28日からは新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業、全業種に拡大されているところです。

次にもう1点、関係する助成金としては、まだ実際の申請受付はされていないのですが、小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援というのがございます。これは新たな助成金として制度化されることが3月2日に発表されており、詳細が昨日厚生労働省から発表されています。概要としては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として臨時休業した小学校等に通う子どもまたは風邪の症状など、新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子どもの世話を行うことが必要となった労働者に対して、年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を日額8、330円を上限として国が助成するというものです。これについては、具体的な申請日、申請先等が決まり次第、改めて公表するとされているところです。

次に、外国人労働者についても日本人と同様に、農林業など一部の業種を除いた常時5 人以上の従業員を雇用する個人事業所及び法人事業所においては、健康保険の加入が義務 づけられているところであり、国籍、性別、年齢などに関係なく加入されておりますので、 新型コロナウイルスに感染されたとしても、外国人、日本人の区別なく措置が受けられる ことになっています。

周知については、現在、県では中国語、英語でチラシを配布しているところです。その 他、外国人支援センターでも多言語に対応するようになっていますので、そちらの周知も していきたいと考えております。 〇山田地域産業課長 感染予防については、マスクの着用、手洗いの励行、せきエチケットについては、県医療政策局を中心に啓発資料をたくさんつくっていただき、県民に対して周知されているところです。また、県の感染症対応としては、庁内に対策本部の設置、関係課による庁内会議を随時開催し、日々入ってくる新しい情報を共有しながら、感染予防対策に向けて関係各部局から関係各機関に対し周知が行われているところです。産業・雇用振興部においても、庁内会議で提供された感染防止対策について、商工会連合会、商工会議所などの経済団体を通じて情報提供をしており、各団体の会員企業に対し、同様の周知をお願いしているところです。1月に感染症防止対策としてポスター、チラシがつくられ、また、時点修正されたものも出てくる都度、商工団体等を通じ、企業にも周知しております。他方、厚生労働省ラインからも職場における新型コロナウイルスの感染症拡大防止に向けた取り組みについてという啓発がされており、例えば労働者が休みやすい環境の整備あるいはテレワークや時差出勤の積極的な活用の協力をお願いされているところです。県としても、これら国の取り組みとも連携しながら、感染拡大の防止に向け、関係団体と連携を密にして取り組んでまいりたいと考えています。

あわせて、企業に対する支援策として、冒頭、中川産業・雇用振興部長からもご説明申し上げた制度融資です。まず、資金繰りに苦しんでいる企業に対し、迅速に対応できるように、2月7日から経営環境変化・災害対策資金の要件を緩和した制度融資の取扱いも始めております。次のセーフティネット対策資金は、国の中小企業信用保険法の適用に向け、4号については県から国に要請を行い、国による地域指定を受けて適用され、5号については、経営が悪化している業種について、経済産業大臣が新たに旅館、ホテルや飲食店も含め、40業種を追加し適用したということです。第2弾の経済対策も本日出る予定になっています。その辺についも詳細を見て、取り組んでまいりたいと思っています。

〇中川産業・雇用振興部長 外国人労働者に対する啓発ですが、日本語、英語、中国語で 手洗い励行してください、せきエチケットを気をつけてください、うがいしてくださいと いう新型コロナウイルスの啓発ポスターをつくっています。現段階でベトナム語はなかっ たと思いますので、そういうご理解をいただけたらと思います。

〇和田委員 ベトナム語対策をまたやってください。

農林部に対して紹介だけしておきます。ここに新型コロナウイルスに関しての農民運動 奈良県連合会の要望書が出ています。三つに要約すると、一つ目は学校給食の食材が納品 できなくなったことで食品ロスの問題に対処してもらいたいということです。二つ目は、 飲食店の休業、観光農園の閉園等で非常に困っている状況にあります。雇用保険の加入者の問題においても、自営業者への対応はどうするのか。経営にも保険にもかかわってきております。三つ目は、農家への経営支援、それを雇用確保も含めて対策をとってもらいたいということです。これらはもっともな意見と思います。そういう農家の苦痛があることを知っていただいて、対処願いたいと要望しておきます。

それから、7月は中小企業魅力発信月間であります。今、奈良県小規模企業振興基本条例をつくったもとで、どのように発信をしていくのか、示していただきたい。

〇三浦産業政策課長 中小企業魅力発信月間について和田委員お述べのとおり、7月20日が中小企業の日、7月が中小企業魅力発信月間として、昨年、中小企業庁が実施と啓発を決定されたところです。これは、中小企業の存在意義や魅力等に関する正しい理解を広く醸成することを目的とされていますが、その認知度についてはまだ十分ではないと、私どもも認識しています。小規模企業については、県内企業のうち企業数で約9割、従業員数で約4割を占められており、地域経済と暮らしを支える大変重要な存在と認識しています。本年も7月に中小企業魅力発信月間を迎えるところですが、それに向かい、私どもとしても県民の皆様に小規模企業、中小企業の存在意義、魅力を知っていただけるように、啓発の具体的な方法については現在検討しているところです。また、具体的な発信方法について、和田委員にもご説明、ご案内できるように努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いします。

〇和田委員 発信月間については去年も尋ねましたが、それからほとんど進歩がないよう でございます。私も考えたり提案したりしますので、よろしくお願いしておきます。

働き方改革について4点質問します。一つは、本年4月1日から中小企業に時間外労働の上限が適用されます。労働権を守ることは当たり前ですが、人手不足の中で企業への救済をどう考えているのか。

また、毎年5日間の休みを奨励するために、5日間を指定して有給休暇とりなさいと、 言わなければならないということです。このことが実施されると困る企業もありますが、 どのような対処、問題が出てくるのか、聞かせていただきたい。

次に、同一労働同一賃金の原則を職場、企業に適用しようということで、中小企業には 2021年4月1日から適用されます。中小企業での非正規労働者は多く、この不合理な 待遇を是正していくことが法律で決められています。そういうことの対応、どういう問題 が生じてくるのか、これを示していただきたいと思います。

以上三つの点について申しましたが、このような問題を調査する必要があるのではない か。企業の苦労をつかんでいくとことが必要だと思いますが、どうでしょうか。

〇水谷雇用政策課長 働き方改革関連法は、戦後の労働基準法制定以来、70年ぶりの大 改革と位置づけられて、昨年4月1日から順次施行されています。その内容は多岐にわた りますが、大きな柱としては、今和田委員お述べの三つであると考えています。

一つ目は、時間外労働の上限規定でございます。いわゆる36協定の締結において、これまでは法律上の上限はありませんでしたが、平成31年4月1日から、原則として月45時間、年360時間が上限とされ、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、年720時間以内などの上限が設けられました。中小企業に対しては、本年4月1日からの適用ということになっております。

二つ目は、年次有給休暇の取得日の指定でございます。これまで労働者の申し出がなければ取得できなかったところ、有給休暇の保有日数のうち5日間は使用者が労働者の希望を聞いた上で、時期を指定して取得させることが義務化され、平成31年4月1日から全ての企業を対象として施行されています。

三つ目は、同一労働同一賃金の導入です。同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で基本給や賞与などにおいて不合理な待遇差をなくすことが必要となります。さらに求めがあった場合、使用者は正規雇用労働者との待遇差の内容や理由を説明することなどが義務づけられました。これについては、令和2年4月1日から施行されますが、中小企業、小規模企業に対して適用されるのは、令和3年4月1日からとなっております。

このように、法律については中小企業にも適用されますが、中小企業が法改正に対応するためには、人的、時間的余力がなく、さらに人手不足や大企業から下請企業に対する短い納期発注等のしわ寄せなど、さまざまな課題があり実施が難しいという声も聞いているところです。一方で、県としては、働き方改革の意義として、働きやすい職場には働き手が集まるという基本認識を経営者の方々に広め、主体的に取り組んでいただくことが必要であると考えており、それぞれの事業所の取り組みに対し、社会保険労務士等の専門家を派遣し、コンサルティングを行ったり、社内人材育成のためのワークショップを業種ごとに開催するなど、個別事業所への支援を実施していたところです。今後ともより多くの方に働き方改革への理解を深めていただき、県内企業を働きやすい職場に転換し、人材が集まり、企業の成長につながるような働き方改革を推進していきたいと考えております。

なお、企業向けの調査をというご指摘がありました。先ほど中川委員からもご要望がありましたので、それについては、どういう形にしていくのか検討してまいりたいと考えております。

〇和田委員 国の働き方改革推進支援センターとは連携していますか、どうでしょうか。

〇水谷雇用政策課長 国の働き方改革推進支援センターについては、各都道府県労働局が 設置しているものであり、奈良県では社会保険労務士会が受託され実施されているところ です。県も労働相談を社会保険労務士会にお願いしているところなので、その辺のところ は連携を図っていきたいと考えております。

〇和田委員 私は国の働き方改革推進支援センターへ行きました。そうしたら、意外な図録を手に入れました。雇用調整助成金、高齢者の雇い方についての制度、そういうものがいっぱいあります。新型コロナウイルス感染症対策も、この冊子で十分に活用できるのではないかと思います。そういう意味で、働き方改革推進支援センターをもっと利用するとか、国の労働局をどんどん活用していくように要望したいと思いますがどうでしょうか。

〇水谷雇用政策課長 労働局との連携ですが、新型コロナウイルス感染症対策については、 厚生労働省の発表文が、日々刻々と変わってきています。情報については労働局と連携し、 きょうも午前中に連絡をいただいたところです。さらなる連携を図っていきたいと考えて おります。

〇和田委員 頑張ってください。

四つ目として、奈良の木の普及で質問したいと思います。奈良の木の普及に関して、非常に今、頑張っていただいていると思いますが、公共施設に奈良の木を使っていこうという取り組みをしておりますが、例えば既に入札が決まった施設、県営住宅ですが、残念ながら私がこれくらい使ってくれるものだと思っていたほど、使っていない状況です。奈良県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例ができたらしっかりとこれを推進していく必要があると思います。市町村でもこれからどんどんと公共施設を建てていきますから、働きかけが必要だと思うのですが、奈良の木の現状認識、公共施設に使われている状況について、お示しいただきたい。また、奈良の木を普及するにはどうしたらいいのか、その点についても方法があればお願いしたいと思います。

〇山中奈良の木ブランド課長 私に対しては、奈良の木をいかに公共施設に使っていくか、 その現状はどうなのか、また今後どういう普及方策があるのかというお尋ねと受けとめて います。現状としては、まず、本県においては、公共施設への奈良の木利用について、平 成24年3月に公共建築物における奈良の木利用推進方針を策定し推進しているところです。また同じく、県下全ての市町村において、木造内装等の方針が策定されており、県と同様に取り組みを進めていただいているところです。今議会に提案している奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例にも、公共建築物への奈良の木の利用についても明記し、さらに取り組みを強化していきたいと考えています。

最近の県有施設の事例ですが、今度できる奈良県コンベンションセンターに、吉野杉を300立方メートル以上活用した内装を施していただいています。また、同じく家具であるとか、意匠のところにも奈良の木を使っていただいています。それが、外国から来られるお客様に対しても、しっかりとアピールできる施設になったのではないかと受けとめています。

今後どう進めていくのかということですが、実は和田委員のお述べの懸念については、 業界団体においても進めていきたいという声を数々いただいております。令和元年度に、 私どもと建築関係団体、木材・製材団体と協力し、東京にある一般社団法人木を活かす建 築推進協議会と連携して、県、市町村、木材、建築、建設の関係者を対象としたセミナー やワークショップを桜井木材協同組合において開催したところです。計3日間、延べ10 5人の参加者に集まっていただき、中・大規模の木造建築物の基礎知識とか、体制づくり、 発注方法、流通ネットワークの構築、木材調達のコーディネートなどをテーマにして、業 界間での相互理解とか、課題整理、問題解決のための議論を重ねていただきました。県内 の関係業界からは、この取り組みを続けてほしいというお声を多数いただいたことから、 令和2年度の取り組みとして、公共建築物の県産材の利用促進に向けた木造木質化に対す るノウハウの蓄積であるとか、情報の共有化及び製品の研究等に向けて、建築や製材団体 等とともに推進していくことを考えています。また、県産材の流通拡大を図るために、素 材生産業者や製材事業者、建築設計者等とともにマーケットインの考え方に基づいて、県 産材の供給、加工、流通体制の構築に向けた調査、研究にも取り組んでまいります。また、 現行の奈良県林業木材産業振興プランについては、令和2年度で計画期間が終了となるこ とから、今議会に提案している奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例とと もに、施策を実現するための新たなプランを策定し、公共建築物等への県産材の利用推進 のためにしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

〇和田委員 奈良の木を使っていただくということで、構造材に使ってもらうにしても、 内装材が非常に重要です。内装材として奈良県材を公共建築物に使っていただくことが必 要だと思います。内装材の開発について知恵を絞っていただきたいとお願いしておきます。 最後に、林業の整備について、奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例、 奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例、奈良県フォレス ターアカデミー条例の3案が出ておりますが、これは本当に時宜にかなったことだと思っ ています。その現状について、条例の課題として、無届けや不法が目立っているというこ とで、乱開発の現状など掌握している内容について示していただきたい。

二つ目は、県への申請は、現状何件あるのか。それは県土マネジメント部の都市計画審議会分も含めて何件あるのか。

また、杉山農林部長が適時対処するとした、その内容は何なのか、これを示していただきたい。特に今、土地利用について市街化区域、市街化調整区域の中で、農業関係の土地、林業・林地がありますが、林地対策が土地利用として緩んでるのではないかと考えます。 それも含めて、そうではありませんよといえばそれでオーケーですが、杉山農林部長に答えていただきたいと思います。

- 〇川口(延)委員長 全部杉山農林部長でいいのですか。
- 〇和田委員 課長にも。
- **〇内田森林整備課長** 私からは、林地に係る違法開発の把握状況についてと、その開発の申請が何件ぐらいあるのかについて、お答えします。

森林における違法な開発については、従来から市町村や県民からの通報や県職員によるパトロールなどにより把握に努めています。これに加えて、平成30年度からは、本会議で知事から答弁させていただいたとおり、衛星写真画像の解析などにより、土地の形状の変更状況を確認して、その情報を職員によるパトロールに活用し、監視を強化している状況です。これらにより、現在県が把握し、事業者に是正の指導をしている森林における違法開発は4件ございます。

それから、林地開発の申請の件ですが、昨年度の実績でいうと、平成30年度に3件の 新規開発許可をしているところです。

〇和田委員 杉山農林部長に答弁いただきたいのは、本会議で今井議員の質問に対し、適時対処しますということを言われております。その内容がどのような意味なのか。それから最後に申しました土地利用で、林地関係は緩いのではないかということについて杉山農林部長、どうお思いになるのか。

〇杉山農林部長 本会議で今井議員からのご質問に対し、私がお答えさせていただきまし

た。繰り返しになりますが、適法な申請かきちっと確認し、県として許可を出したと。その後、計画どおりの施工がきちっとされているのか、あるいは許可に当たって幾つか遵守条件を付しておりますので、それが確実に守られているのかについて、適時・適切に指導監督していくと答弁しました。本会議でもう一つ、荻田議員からのご指摘もございましたが、違法が確認された場合、本来なら法にのっとった手続をあらかじめ示した上で、例えば変更が生じたら手続しないといけないといった部分について、県として当然指導はしております。まず早急に把握することが大事だと思います。わかった以上はきちっと事業者に対して指導することは、当たり前のことでございます。通常は口頭指導を何度か重ね、それでも事業者が指導に従わない場合には、文書指導であったり、法にのっとって改善命令であったり告発であったり、許可権者としてできる手続きについてどのタイミングで行うのかといった部分、適時と申し上げたのは、口頭指導でずるずるいくのではなくて、一定どこかのところできちっとさらに強いアプローチをしないといけない、そのあたりを今後実行することによって、指導監督の徹底に努めてまいりますといった趣旨が、この前の本会議の際の私の答弁の内容です。

もう1点、林地の指導が緩いのではないのかというご指摘ですが、確かに指導をしているけれども、結果的に業者が従わずに、残念ながら土砂の流出等を招いてしまったという事実はございますので、そういった部分については、本来どういった形の指導をどのタイミングでするべきだったのかきっちり確認して、今後、その辺の対応が後手に回らないように、評価していきたいと思っているところです。

〇和田委員 今後を見守っていきたいと思います。

これまで5点の内容で質問しましたが、これらは奈良県をよくしたい、このような意味があって、皆さん方にやりやすい仕事環境を整えていただくという観点から提案しております。そういうことを踏まえて、これからも仕事に取り組んでいただきたい、こうお願いして私の質問終わります。

- 〇川口(延)委員長 ほかにございませんか。
- **〇田中副委員長** 当初予定はなかったのですが、きょうお配りいただいた産業・雇用振興 部の新型コロナウイルス感染症に対する対応についてという資料を拝見し、後で資料を頂 戴する形でも結構ですので、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。
 - (1) の相談窓口の設置をされて、3月6日の現在での相談件数が174件で、下段の
 - (2) の融資申し込みが7件、上段(1) の主な相談内容を見ていたら、非常にお金にか

かわってくる問題が多いので、多分それぞれお金を貸してもらえないという相談があったのではないかと思うのですが、それが融資申し込み7件ということはどういう理由なのかという部分がよくわかりません。そこで(1)主な相談内容の分析の仕方というか、分類の仕方というか、この商品・部品等調達の支障と書いてありますけれども、観光系の分野なのか、製造業の分野なのかという分野別の問題もあるでしょうし、企業規模や分野で整理したものを拝見できたら、この7件の意味がわかると思いますので、お知らせいただけたらありがたいと思います。(2)セーフティネット対策資金の4号、5号にも関係してくることだと思いますので、ここにお書きいただいた数字の分け方があれば、分けていただき、わかりやすい資料としてお示しいただけたらありがたいと思います。

私の見た感じの話ですが、最近小さな旅行社の観光バスがほとんど動いていないのではないかと思えてなりません。県内には大手のバス会社はもちろん旅行客を乗せて走ってはおられますけれども、中小の観光バス会社のバスが動いていない。あの業界は危機になっているのではと心配しております。それからじゃらんやるるぶとかを見ていましても、確保している部屋の単価がかなり下がりました。その辺から考えても、旅行、ホテル、旅館の収入もかなり減って、経営危機に陥っているのではないかと思われますので、その辺のところがどの程度売上ダウンになっているのか、県内の業界の分析をお聞かせいただけたらありがたいと思います。今すぐに答えにくいと思いますので、資料でお示しいただけたらと思います。よろしくお願いします。

〇川口(延)委員長 資料を後日でも構わないのですが、整い次第、委員全員にお願いします。

〇山田地域産業課長 ご説明申し上げました取り組みの相談件数については、大きく分けて、資金繰りであったり従業員の関係のことであったりという観点でつくりました。この取りまとめデータについては、業種別もあり、具体的な相談内容も、分析していく材料は一部整っております。ただ、事業規模については、今回、各団体に問い合わせておりませんが、そのあたりは基本的には中小企業、小規模事業者担当の団体というところです。まずはその報告のあった相談件数の内訳について分析したものを至急作成し、本会期中にはお示しできるようにしたいと思っております。

〇川口(延)委員長 ほかにございませんでしょうか。

ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてでありますが、正副委員長に一任願いますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもって本日の委員会を終わります。ありがとうございました。